

くらし子育て応援ガイド 2018

このガイドは、子育てに関するあらゆる情報をまとめたものです。

倉吉市では、一人ひとりの子どもを大切に、子育てで家庭を中心に、地域、関係機関が手を取り合っのびのびと健やかな子どもに育つよう、子育てをしっかりと支援、応援します。



くらし



『マタニティーマーク』のステッカーを母子健康手帳交付の際に配布しています。
周囲の方は妊産婦に配慮し、産まれてくる赤ちゃんとお母さんにとってやさしい「倉吉市」を築いていきましょう。

赤ちゃんが生まれるまで

妊娠がわかったら、届出をしましょう。

妊娠の届出	保健師又は助産師が個別に面接し、『母子健康手帳』『父子健康手帳』等をお渡しします。	保健センター
妊婦健康診査等	母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票（医療機関で妊婦健診を受けるときに利用する助成券）・妊婦歯科検診受診票をお渡しします。また、里帰り等県外で妊婦健診を受診される人にも助成を行います。	
えっぐクラブ （母親・両親学級）	対象：妊婦とご家族 内容：妊娠・出産に関する情報発信やお父さんの妊婦体験など	
母子健康相談	妊娠、出産、育児等に関わる相談（随時）	

赤ちゃんが生まれてから

ご出産おめでとうございます。

出生届	届出は14日以内に行ってください。（本籍地、住所地及び出生地の市町村でも行えます。） 必要なもの：出生届書、届出人の印鑑、母子健康手帳など	市民課
★出産手当	第3子以降を出産（届出）されたお母さんへ20,000円を給付します。	保険年金課
出産育児一時金	健康保険や国民健康保険の被保険者等が出産したとき、出産に要する経済的負担を軽減するため、保険給付として一定の金額（40万4千円若しくは42万円）が支給される制度です。退院までに医療機関で手続をして直接支払制度を利用すれば、出産育児一時金の支給額を限度に、医療機関での支払いの必要がなくなります。出産育児一時金の支給額と医療機関への支払額の差額分については、あらかじめ出産者の加入している医療保険への支給申請の手続きが必要になります。	

赤ちゃんが健やかに育つために・・・


乳児訪問	対象：生後1～2か月 内容：保健師、助産師または母子保健推進員がご家庭を訪問し、育児相談等を行います。随時ご案内します。	保健センター
こんにちは赤ちゃん訪問	対象：生後3～4か月の乳児 内容：保育士がご家庭を訪問し、育児相談等を行います。随時ご案内します。	子ども家庭課
乳児健康診査	対象：3～4か月児、9～10か月児（各1回） 内容：医療機関において診察等を行います。 案内：受診票は出生後の乳児訪問等でお渡しします。	 保健センター
6か月児健康診査 1歳6か月児健康診査 3歳児健康診査	対象：6～7か月児（6か月児健診）、1歳6か月～1歳11か月児（1歳6か月児健診）、3歳～3歳11か月児（3歳児健診） 内容：小児科医等による診察や身体計測、保健指導、栄養相談 歯科医による健診（1歳6か月、3歳児健診） 案内：対象者に個別通知	
その他の健診	上記各乳幼児健診事後健診や5歳児発達相談等があります。	
離乳食講習会	離乳食の開始から完了までの流れを3～5か月児に対しては調理編で、8～10か月児には講義編で保護者対象に行います。	
育児相談	発達、発育、育児について保健師、栄養士、助産師、歯科衛生士による相談（月1回の定例のほか随時）	
予防接種	内容：定期予防接種（ヒブ・小児用肺炎球菌、BCG、4種混合、麻しん風しん混合、日本脳炎、水痘、B型肝炎、2種混合、子宮頸がん予防） 医療機関で接種 ※このほかに任意の予防接種についても助成しています。 案内：対象者に個別通知	
フッ化物歯面塗布	1歳6か月児・3歳児健診に併設	図書館
★ブックスタート事業	6か月児及び1歳6か月児健診時、絵本のプレゼントと読み聞かせを行っています。	
子育て教室等	乳幼児期の子どもに対するほめ方や声かけのし方など、具体的な関わり方や自分なりの子育ての方法を見つけていく教室を開催します。 親子の絆づくりプログラム（お子さんが生後2か月～5か月で初めて子育てをされている方）、ペアレントおひさま講座（生後6か月～1歳6か月児の保護者）、NPプログラム（1歳～就学前児の保護者）	子ども家庭課

遊びの場・集いの場


お友達を誘って、楽しい時間をすごしましょう

子育て支援センター	乳幼児と家族が出かけて交流等ができる場です。ミニプログラムや季節行事、子育て相談のほか、子育てセミナー、親支援セミナー、赤ちゃんと小学生とのふれあい会等を行っています。 倉吉市子育て総合支援センター(TEL22-3914)、のびのび子育て支援センター(TEL26-3436)	子ども家庭課
児童館、児童センター	遊びなどを通して、子ども達の豊かな情操と健全な心身の育成を図るため、赤ちゃんと小学生とのふれあい会等の各種事業を行っています。また、市内10施設ある児童館のうち、6施設に乳幼児クラブがあり、乳幼児を対象とした行事や親子の集いの場となっています。	
市立図書館	図書館内「おはなしのへや」は常時開放しています。ゆっくり座って声を出して絵本を読んでもいただけます。『あかちゃんのおはなしかい』『おはなしかい』なども開催しています。交流プラザ2階には「子ども交流室」があり、室内遊具でいつでも遊んでもいただけます。	図書館

経済的な支援として・・・

★倉吉市子育て世帯 買い物応援事業  協賛店はこのマークが目印です	対象：妊婦または小学校就学前のお子さんがおられる世帯 内容：協賛店でのお買い物等の際に子育て応援カードもしくは母子手帳を提示すると割引サービスや特典サービスが受けられます。子育て応援カードは出生届をされた場合は市民課で渡します。他市町村からの転入の場合は子ども家庭課からお送りします。	子ども家庭課
★市指定ごみ袋の支給	支給対象：倉吉市に住所がある2歳未満の乳幼児 支給枚数：出生児については、出生届時に、市指定ごみ袋(大)100枚を支給します。 転入者については、0歳児は100枚を支給。1歳児は50枚を支給します。 ※今年度中に1歳になる場合は50枚。2歳になる場合は対象外。 ※無料で支給は、いずれも1回限り。 支給方法：出生児は出生届提出時に市民課から支給。転入者は、環境課から支給します。	環境課
★若者定住新築住宅の 固定資産税減免制度	35歳以下の人が、市内に住宅を新築した時又は新築された建売住宅等を取得した時に、3年間固定資産税の一部が減免されます。(配偶者が35才以下の場合も対象です。) 詳しい減免条件等については税務課資産税係へお問い合わせください。(TEL22-8114)	税務課
★給食費の軽減	市内の小中学校に在籍し、同一世帯に学校給食を受ける児童又は生徒が3人以上いる場合に、3人目以後の児童及び生徒の学校給食費を3割減免します。	学校給食センター

各種手当

児童手当	対象：中学校修了前のお子さんを養育している人 支給月額：3歳未満15,000円 3歳～小学生10,000円(第3子以降15,000円) 中学生10,000円 所得制限世帯5,000円 ※制度内容が変更されることがあります。	
児童扶養手当	対象：父母の離婚などにより父又は母と生計を同じくしていない児童(18歳未満の児童又は20歳未満で一定の障がいがあるものを)を養育している人。(所得制限あり) 支給月額：※全額支給の場合 児童 1人目：42,500円、 2人目：10,040円、 3人目以降：1人につき6,020円 ※所得に応じて、手当ての額が変わる場合があります。	子ども家庭課
特別児童扶養手当	対象：20歳未満の身体又は精神に中程度以上の障がいのある児童を養育している人(所得制限あり) 支給月額：1級 51,700円 2級 34,430円 ※重度の障がいがある場合は、障害児福祉手当も対象となります。(月額14,580円)	
災害遺児手当	対象：所得税非課税世帯の中学校修了前のお子さんに対し、その養育者が天災、交通事故、その他の事故等の災害で死亡したり、障がい者になった場合に支給します。 支給月額：児童1人につき 2,000円	

医療費の助成

特別医療	小児	対象：18歳に達する年度末までの人 自己負担額：通院 1回当たり530円(一医療機関 月4回 2,120円まで) 薬局は無料 入院 1日当たり1,200円(減額認定証の交付を受けた人は上限15日まで) 該当の方は、特別医療費受給資格証(青色)の交付を受けてください。手続きには保険証、印鑑等が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。	保険年金課
	ひとり親家庭	対象：18歳に達する年度末までの人の養育者で所得税非課税世帯の人 自己負担額：通院 1回当たり530円(一医療機関 月4回 2,120円まで) 薬局は無料 入院 1日当たり1,200円(減額認定証の交付を受けた人は上限15日まで) 該当の方は、特別医療費受給資格証(青色)の交付を受けてください。手続きには保険証、印鑑等が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。	
	その他	特定疾病にかかっている方(医師の意見書要)、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方は特別医療の支給対象となる場合があります(所得制限有)。助成対象及び助成内容等、詳しくは窓口にお問い合わせください。	
未熟児養育医療	対象：養育のため病院又は診療所に入院することを必要とする未熟児 該当の方は、養育医療券の交付を受けてください。手続きには医師意見書、保険証、印鑑等が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。		
育成医療	対象：18歳未満の児童で、身体に障がいがあるなどで手術などの治療により症状が軽くなると認められる場合。 課税状況により自己負担の上限額を決定します。該当の方は、治療開始前に育成医療の申請の手続きをしてください。手続きには医師意見書等が必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。	子ども家庭課	

ひとり親家庭、母子家庭への支援

ひとり親家庭	入学支度金	小・中学校への入学準備金として、10,000円を支給します。（所得税非課税世帯）	子ども家庭課
	家庭生活支援員派遣	技能習得のための通学、就職活動、疾病、出産、冠婚葬祭等により、一時的に生活援助、保育サービスが必要な家庭等に支援員を派遣します。（要登録）	
	自立支援教育訓練給付金	ホームヘルパー講座など指定された教育訓練講座を受講する場合に受講料の60%に相当する額（上限20万円、下限4千円）を支給します。受講の前にご相談ください。	
	高等職業訓練給付金	◎高等技能訓練促進費 看護師や介護福祉士などの資格取得のため、1年以上養成機関で修業する場合に、母子家庭高等技能訓練促進費を支給します。 ◎入学支援修了一時金 高等技能訓練促進費の支給対象者が対象資格に係る養成訓練を修了した場合に一時金を支給します。	
	学習支援	小学校4年生から中学生を対象とし、塾形式でボランティアによる学習支援を行います。（要登録）	
母子家庭	母子生活支援施設	○生活が不安定であったり、住宅事情等で子どもに十分な養育環境が与えられない場合、母子で入所できる施設です。 ○母子生活支援施設では、指導員が生活するうえでのさまざまな相談や支援を行っています。 倉吉市内の施設：2か所	
	福祉資金貸付	母子世帯や寡婦の人の生活の安定と向上のため、就学支度、修学資金、住宅資金等を低利又は無利子で借りることができます。	

障がいのある児童への支援

自立支援給付事業	居宅介護	ヘルパーが自宅で、身のまわりの手伝いをを行います。	子ども家庭課
	短期入所（ショートステイ）	家族に用事があったり病気等の場合に、施設で短期間お預かりして日常生活のお世話をを行います。	
障害児通所給付事業	児童発達支援	未就学児を対象に、日常生活の基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活へ適応できるような訓練等を行います。医療を伴う場合は「医療型児童発達支援」となります。	
	放課後等デイサービス	就学児を対象に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を図ります。	
	保育所等訪問支援	集団生活への適応のための専門的な支援を行います。	
地域生活支援事業	移動支援	自立した生活と余暇活動等社会参加のための外出支援を行います。	
	日中一時支援	事業所で日中過ごしていただき、見守り等を行います。	
障害児通所給付事業は、利用者負担額の助成事業があります。			
中軽度難聴児への補聴器購入等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない中軽度の難聴のある児童に対して補聴器購入費用の2/3を助成します。対象児：18歳に達する年度末までの間の児童で両耳の難聴児		

不妊治療費の助成

★特定不妊治療費助成事業	保険適用外となる特定不妊治療（体外受精及び顕微授精）を受けられた夫婦で一定の条件を満たす人に、費用の一部（年間10万円を限度）を5年間助成します。	保健センター
★人工授精助成事業	人工授精に要した経費の一部（年間2万円を限度）を通算2年間助成します。	
★不育治療費助成事業	不育症等の検査及び治療に要した費用の一部（年間10万円を限度）を助成します。	

休日の急病の時には

まずは落ち着いて、かかりつけのお医者さんに相談しましょう


中部小児休日急患診療所 鳥取県立厚生病院 （倉吉市東昭和町150）	小児科	実施日：日曜日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日） 診療時間：10:00～13:15	(0858) 22-8181(代)
中部休日急患診療所 鳥取県中部医師会館内 （倉吉市旭田町18）	内科 小児科	実施日：日曜日・祝祭日・年末年始（12月31日、1月2日、1月3日） 診療時間：9:00～21:00	(0858) 22-5780
中部歯科休日急患診療所 中部歯科医師会立口腔衛生センター （倉吉市東巖城町68）	歯科	実施日：日曜日・祝祭日・年末年始（12月31日～1月3日） 診療時間：9:00～15:00	(0858) 22-5472

くらしけい



保育園、認定こども園、学童保育その他の保育サービス

日常的な保育のほか、急用ができて困ったときに

保育園・認定こども園	保育園（22施設）、認定こども園（4施設） 乳幼児とその保護者を対象とした地域への園開放としてオープンデーを開催しています。 保育料は、全ての階層で国の基準額より引き下げています。第3子以降の保育料を無償化、その他軽減があります。	 子ども家庭課
一時預かり事業（一時保育）	保護者の仕事、病気、育児疲れ、急な用事の際に小学校就学前のお子さんを一時的にお預かりします。実施施設：市内12保育園、4認定こども園	
休日保育	日曜、祝日等に保護者が仕事や病気等の理由でお子さんの保育ができないときに受け入れします。実施施設：パパール園、どんぐり保育園	
病児保育	保育園、認定こども園等に通園している生後6か月以上、または小学校1年生から3年生のお子さんが病気の時、家庭で看ることが出来ない場合にお子さんをお預かりします。 実施施設：きらきら園（厚生病院内）TEL23-3321	
病後児保育	保育園、認定こども園等に通園、または小学校1年生から3年生のお子さんが病気の治りかけで、家庭で看ることが出来ない場合にお子さんをお預かりします。 実施施設：すくすく園（野島病院内）TEL22-6231 担当職員直通：080-2943-4047	
ショートステイ トワイライトステイ	保護者が、病気、仕事等の事情により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的理由等により緊急一時的に母子の保護を必要とする場合に、児童養護施設等において一定期間養育・保護します。 受入施設：因伯子供学園ほか ショートステイ（利用期間は7日以内）、トワイライトステイ（夜間、休日）があります。	
学童保育（放課後児童クラブ）	昼間保護者がいない家庭の小学生のお子さんをお預かりし、放課後、長期休暇中の家庭に代わる生活の場として開設しています。 開設場所：市内小学校区に設置する児童館等	
養育支援訪問事業	保護者の支援が特に必要な場合は、訪問支援者が家庭を訪問し、育児・家事の援助を行います。	
ファミリーサポートセンター	保育園、児童クラブ等の送迎、急用のときの預かり保育等を行います。会員登録が必要です。（子育て総合支援センター内 TEL24-5355）	
育児支援サービス	保育園、塾等の送迎、急用のときの保育等、おじいちゃん、おばあちゃんがお孫さんを預かるようなぬくもりのある真心のこもったサービスです。 実施主体：（社）倉吉市シルバー人材センター（TEL22-0870）	

子育てに関するあらゆる相談窓口

子育ての困りごとは、ひとりで悩まないで気軽に相談してください。

子どもに関するあらゆる相談	倉吉市子ども家庭課内 家庭児童相談室、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 22-8120
	倉吉市子育て総合支援センター「おひさま」、相談日時：火～土曜日 9時30分～16時	(0858) 22-3914
	児童家庭支援センター「くわの実」 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時30分	(0858) 24-6306
不登校に関する相談	倉吉市学校教育課 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 22-8166
	鳥取県中部子ども支援センター、相談日時：月～金曜日 9時～17時	(0858) 24-6780
妊娠、出産、子育てなどの相談	倉吉市保健センター（伯耆しあわせの郷内）、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 26-5670 FAX 26-5660
母子家庭のあらゆる相談（生活相談、DV等）	倉吉市子ども家庭課 相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0858) 22-8120
児童虐待についての相談	倉吉児童相談所、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分（夜間休日：電話対応可） 児童相談所全国共通ダイヤルく虐待かもと思ったら189番へ	(0858) 23-1141 189
	★倉吉市子ども家庭課、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分（夜間休日：電話対応可）	(0858) 22-8120
	CAPTA（キャプタ）子ども虐待防止ネットワーク鳥取、相談日時：月～金曜日 9時00分～18時00分	(0857) 21-4111
子どもの問題行動に関する相談	ヤングテレホン（鳥取県警内）、相談日時：月～金曜日 8時30分～17時15分	(0857) 29-0808

◎『どこに相談すればよいのかわからない』とき等、子育てに関する相談、情報提供は、子ども家庭課が窓口となりますので、気軽にお尋ねください。

◎各事業の詳細及び、保育園、認定こども園、児童館等の施設一覧は子ども家庭課にお問い合わせください。
倉吉市ホームページでもご覧いただけます。

◎掲載しています情報等は平成30年4月1日現在の概要です。内容は変更となる場合もありますので、詳細を含め、ご利用にあたってはそれぞれの記事の【問合せ先】でご確認ください。

◎ガイドの中の★印は倉吉市独自の取り組みです。

子育て応援・担当課

総合窓口 子ども家庭課（東庁舎1階 TEL22-8100）

保健センター（伯耆しあわせの郷内 TEL26-5670） 市民課（本庁舎2階 TEL22-8155）

保険年金課（本庁舎2階 TEL22-8151） 税務課（本庁舎2階 TEL22-8114）

図書館（交流プラザ TEL47-1183） 環境課（北庁舎1階 TEL22-8168）